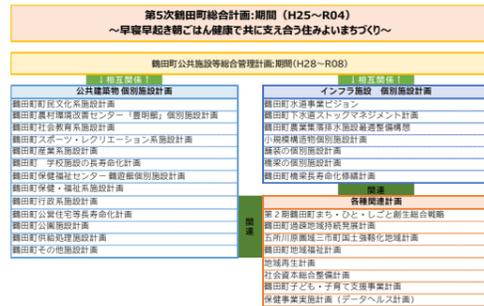


鶴田町公共施設等総合管理計画（概要版）

1 公共施設等総合管理計画の位置づけ



2 計画の対象

施設分類	主な施設
01 町民文化系施設	国際交流会館、町立中央公民館など
02 社会教育系施設	鶴の里ふるさと館、歴史文化伝承館
03 スポーツ・レクリエーション系施設	体育センター、武徳館など
04 産業系施設	道の駅つるた「鶴の里あるじゃ」など
05 学校教育施設	鶴田小学校、鶴田中学校など
06 保健・福祉施設	保健福祉センター「鶴遊館」など
07 行政系施設	鶴田町役場、各消防屯所
08 公営住宅	駅東団地、鶴岡団地など
09 公園	富士見湖パーク、丹頂鶴自然公園など
10 供給処理施設	不燃物処理場
11 その他	未利用施設及び旧小学校など
インフラ系施設	
01 道路・トンネル	
02 橋梁	
03 水道	
04 下水道	
05 農業集落排水	

5 公共施設等の課題と公共施設等総合管理計画の基本方針

【課題】
 (1) 予防保全型のメンテナンスサイクルの確立 (2) 財政負担の平準化実現への方策 (3) 公共建築物の最適な量と配置の検討

点検・診断等の実施方針
 公共施設等の利用状況、自然環境及び経年変化等に応じて、施設ごとに劣化や損傷等の進行が異なることから、各施設等の特性等を考慮したうえで、施設の劣化及び機能低下を 방지、町民が安全・安心に利用できるよう定期的な点検・診断等を実施します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針
 このため、従来の手法である、公共施設等に不具合が生じてから実施する「対症療法型」の維持管理の考え方から、公共施設等の長寿命化を図るとともに将来の更新費用等の抑制を図るために計画的な点検・診断及び修繕を行う「予防保全型」の維持管理への転換を推進します。

安全確保の実施方針
 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や経年劣化等により今後とも利用が見込まれない公共施設等については、安全確保の観点から速やかに解体する等の措置を講じるものとします。

耐農化の実施方針
 災害時における拠点施設としての機能確保の観点から、必要となる公共施設等の耐震改修整備を重要度・優先度に応じ、計画的な実施を検討します。また、地域防災計画に基づき、防災機能の強化・確保、ライフラインが被災した場合に備えたバックアップ機能を確保します。

長寿命化の実施方針
 計画的な点検・診断等の結果を踏まえたうえで、経年変化の状況や利用需要等の客観的な評価により、今後とも継続的に利用が見込まれると判断される施設については、予防保全型の維持管理を徹底する等、ライフサイクルコストの縮減も視野に入れた長寿命化を推進します。

統合や廃止の推進方針
 このため、近隣施設、類似施設の有無や防災対策、人口動向等の利用需要に照らして必要性がないと判断される施設については、議会や地域住民への十分な情報提供と調整等を行いつつ、統合や廃止についての方針を決定し、適正配置の検討を推進します。

ユニバーサルデザイン化の推進方針
 今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

6 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

町民文化系施設 対象 30 施設
 建替 1 施設
 一部改修方針 2 施設
 現状維持 27 施設

社会教育系施設 対象 2 施設
 現状維持 2 施設
産業系施設 対象 6 施設
 現状維持 6 施設

スポーツ・レクリエーション系施設 対象 5 施設
 大規模改修 1 施設
 一部改修 1 施設
 現状維持 3 施設

学校教育系施設 対象 3 施設
 現状維持 1 施設
 部分修繕 1 施設
 予防保全・現状維持 1 施設

行政系施設 対象 18 施設
 一部改修 10 施設
 現状維持 8 施設

公営住宅 対象 4 施設
 建替 1 施設
 改修 1 施設
 予防保全 2 施設

公園 対象 3 施設
 現状維持 3 施設
供給系施設 対象 1 施設
 現状維持 1 施設

その他施設 対象 14 施設
 一部改修 1 施設
 民間移譲・転用・売却予定 5 施設
 現状維持 13 施設

今後予定される主な事業

統合小学校建設事業	廻堰ふれあいセンター建設事業
鶴遊館改修事業	駅東団地整備事業
庁舎改修事業	みどり団地改修事業

3 計画期間



4 公共施設（建築物）の状況

【施設数・延床面積・人口一人当たり面積】

分類	施設数	棟数	延床面積(m ²)	割合	人口一人当たり延床面積(m ²)
1 町民文化系施設	30	33	11,806	14.00%	0.94
2 社会教育系施設	2	4	2,315	2.75%	0.19
3 スポーツ・レクリエーション系施設	5	7	3,241	3.84%	0.26
4 産業系施設	6	10	3,602	4.27%	0.29
5 学校教育施設	3	3	17,192	20.39%	1.38
6 保健・福祉施設	3	4	4,140	4.91%	0.33
7 行政系施設	18	19	6,384	7.57%	0.51
8 公営住宅	4	114	13,741	16.30%	1.10
9 公園	3	11	2,053	2.44%	0.16
10 供給処理施設	1	2	350	0.42%	0.03
11 その他	14	21	19,477	23.10%	1.56
計	89	228	84,301	100%	6.74

【有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)の状況】

分類	取得価額(百万円)	減価償却累計額(百万円)	有形固定資産減価償却率
01 町民文化系施設	2,458	1,861	77.7%
02 社会教育系施設	503	323	67.8%
03 スポーツ・レクリエーション系施設	476	463	97.8%
04 産業系施設	1,242	608	54.2%
05 学校教育施設	3,463	2,277	67.6%
06 保健・福祉施設	2,144	1,043	50.5%
07 行政系施設	1,768	1,067	62.5%
08 公営住宅	1,530	1,496	97.9%
09 公園	237	233	98.2%
10 供給処理施設	61	61	100.0%
11 その他	4,322	3,194	75.6%
計	18,204	12,625	71.3%

令和2年度末(令和3年3月31日現在)の公共施設(建築物)の延床面積合計は約7.8万m²となっており、その内訳は、大きい順でその他が26.0%、公営住宅が17.7%と続きます。また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設(建築物)6.21m²となっております。

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。町全体として有形固定資産減価償却率は令和2年度で71.2%と資産が老朽化している状況となっております。

5 インフラ施設の状況

【道路】
 町道は431路線、総延長 193,497km あり、そのうち 1 級町道 24路線、2 級町道 22 路線が幹線道路をなし、町内主要集落への連絡道として配置されています。(令和元(2019)年度)。幹線道路の整備状況は、全体を見ると舗装率は66.1%となっています。しかしながら、幹線以外の町道には未整備の生活道路が多く、舗装率及び改良率が低いことから地域発展の障害となっており、重要な社会資本である道路網のきめ細かな整備拡充をさらに図っていく必要があります。

【上水道】

項目	数量
1 浄水場	4箇所
2 配水池	7箇所
3 導水管延長	12.45km
4 送水管延長	2.20km
5 配水管延長	116.47km
6 給水人口	10,352人

給水区域は町の全域としており、町の南東部にある鶴田町浄水場の配水池にて津軽広域水道企業団からの浄水を受水し、配水ポンプ施設により配水しています。現在唯一の水道施設である鶴田町浄水場の管理棟は昭和50年に設置されており、老朽化が進んでいます。配水池は平成25年度に新設しています。また管路については、管路は昭和51年に布設されたものが大部分を占めています。

【橋梁】

本町が管理する橋梁は管理している橋梁は47橋(令和4年3月31日現在)となっております。平成28年度に橋梁の定期点検を行い、当時の管理橋梁47橋のうち1橋が判定区分Ⅲ(早期措置段階)と診断され、令和元年度に架け替えを行いました。令和3年度に2巡目の点検を行い、管理橋梁47橋のうち、4橋が判定区分Ⅲ(早期措置段階)、1橋が判定区分Ⅳ(緊急措置段階)と診断されたため、早急な対処が必要です。このような状況となっていることから、定期点検による確実な状況把握(早期発見)、点検結果に基づく確実な対策(早期修繕)が必要となっております。

【集落排水】

項目	数量
1 処理場	1箇所
2 汚水管延長	47km
3 排水区域人口	5,844人

項目	数量
1 処理場	5箇所
2 汚水管延長	55km
3 排水区域人口	5,795人

公共下水道事業は、公共用水域の水質保全及び地域住民の生活環境の改善を目的として平成11年に供用開始しました。建設開始より20年以上となり、老朽化や効率性低下に伴う設備更新が始まり、今後は不明水対策や老朽化対策に向けた準備が必要となります。農業集落排水は平成3年から供用を開始し、各処理場の老朽化や各処理地区の排水区域人口の減少が課題となっております。

7 本計画に基づく財政効果

【前提条件】
 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日)に基づき、財政効果額を算出しました。

- A: 単純更新費用: 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み
- B: 個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

【財政効果】

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 公共施設等	△ 8,739	421	△ 8,318
2 道路	※1	※1	0
3 橋梁	※2	※2	△ 8
4 水道	※2	※2	△ 607
5 下水道・農業集落排水	※3	※3	△ 1,600
合計	△ 8,739	421	△ 10,533

8 公共施設マネジメントの実行体制



公共施設の統廃合や多機能化など、施設の再編などによる住民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、施設の規模の最適化や多機能化などの取り組みとして、全庁的な推進体制である「公共施設マネジメント庁内検討委員会」で協議のうえ推進します。

鶴田町公共施設等総合管理計画 担当：鶴田町総務課